



別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成 23年 第 1 号
受付日	平成 23年 5月 19日
送付日	平成 23年 5月 23日
答弁受理日	平成 23年 6月 3日

### 文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	豊田政豊
所管部局	選挙管理委員会、選挙整備部

#### 【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。



# 「第17回統一地方選挙」事務について

担当：選挙管理委員会（Q3のみ、都市整備部）

質問者：豊田政典

## Q1 投票率

- 1) 各選挙（知事・県議・市議）の投票率（全体・投票所・期日前投票所）及び、知事・県議の投票率（全体）が余り上がらず市議は下がったことについての総括を求める。
- 2) 投票率向上についての今後の対策について、考えを問う。

## Q2 公務員（正規・嘱託・臨時）・民生委員・投票立会人の選挙運動

- 1) 3者の選挙運動については、今回も様々な事例があった。そこで、3者の選挙運動について、何が可能で何が不可なのか、具体的に、明確な判断を示されたい。
- 2) 1)の内容について、今回は当事者に対する事前説明が不十分もしくは欠如していた、と認識しているが、実際はどうであったか。また、今後についてはどうするのか、問う。

## Q3 「屋外掲示ポスター」

所謂「2ショット・ポスター」の掲示については、選挙運動期間中でさえ、当該選挙の立候補者のポスターが掲示されたままになっていた事例を、複数目にした。

選挙運動期間前の管理責任権限者は三重県県土整備部景観まちづくり室であり、「三重県屋外広告物条例」に基づいて管理・指導しているが、今回四日市市内に掲示されていたポスターの中には、掲示期間が表示されていない事例や期間を過ぎても掲示されていた事例が多く見られたし、違反に対する罰則は無い。また、都市景観という側面から見て、選挙期間前の状況は多くのポスターが町中に掲示され、決して良好な景観であるとは言えない（と私は思う）光景であった、と感じた。

四日市市の景観行政を所管する立場から、同ポスターの掲示に関して、関係法令および県条例の改正と三重県の管理・指導実態の改善を、四日市市から要請すべきである、と私は考えるが、どうか。【担当：都市整備部】

選挙運動期間中の掲示については、前述の県担当室（根拠：前述条例）に加えて、四日市市選挙管理委員会（根拠：公職選挙法）に管理責任権限がある、と考える。そこで、今回の選挙運動期間中の屋外掲示ポスターの違法掲示について、市選管がどのような体制で臨んでいたのか、また、どのような実態把握・認識を持っていたのかを問う。その上で、改善すべき点は無いか、有るならば、今後どのように対応するのか、考え方を示されたい。

## Q4 演説会予定のホームページ掲載

選挙運動期間前に、立候補予定者が自己のホームページ（HP）上に、「個人演説会日程」を掲載することは合法か違法か。違法ならば、今回、どのような対策を講じていたのか。

